

検討チーム B（生活困窮＋権利擁護）検討内容まとめ

現状・課題

- ・各支援機関の連携状況について、同じ建物内での連携はできているが、場所が離れると情報提供で終わる時があり、きちんとつながっていないケースがある。（保健福祉センター⇄市役所など）
- ・対象者像に応じた社会参加の場の創設ができていない。
- ・関わりが困難（支援、介入拒否等）な対象者への支援に苦慮している。
- ・若年性認知症に関する施策が薄い（対象者の就労支援や、相談先、情報、啓発など）。
- ・外国籍の方からの相談について、言語の課題から適切な支援や情報提供ができてきかないと感じるケースがある。
- ・支援者によって支援のバラつきがないよう、支援者のスキルアップや人材育成が必要である。

目標

総合相談・包括的支援体制の強化（みんなで相談を受ける仕組み）

1

各機関の連携による総合相談支援体制の構築

- ・属性を問わず初回相談を受ける。
- ・他機関へつなぐ必要があるケースは、相談時に関係機関へつなぐ（オンラインツールの活用・支援員が対象者のいる窓口へ出向く）。
- ・対人援助等に関する研修の継続実施
- ・相談スキルアップ研修の位置づけで、保健福祉センター総合相談窓口には各機関の職員を日替わりで配置する。
- ・対応事例の記録を積み上げ、支援員間で共有
- ・立地が離れている関係機関とも顔見知りの関係を構築し、双方で相談しやすい環境を作る。

2

生活困窮者支援の充実

- ・ひとり一役活動として、外国語の通訳を募集し、外国籍の方にもきめ細かい支援を可能にする。
- ・親族、知人がおらず孤立している、母子・父子家庭や、生活困窮者は、支援漏れがないよう他機関で情報共有し、連携を取りながら支援を行う。

3

身近な地域での相談・見守り

- ・民生委員・児童委員が実施している地域の見守り活動と専門職が連携して世帯支援を行う。
- ・身寄りのない方と顔見知りの関係を構築
- ・支援介入が難しい方に対する地域での見守り活動として、支援まで至らずとも状況把握はしておけるような仕組みづくりを行う。

4

社会参加の場の創出

- ・就労していない等、社会から孤立している人の居場所づくり（社会的役割を持てるような場）
- ・障がいのある方や若年性認知症の方、地域との関係が希薄な高齢者の居場所づくり
- ・生活支援体制整備との協働

5

権利擁護支援の充実

- ・あじさいの会と適宜情報交換を行い、市民にとって有益な情報の発信へつなげる。
- ・高齢・障がい・包括・困窮等で若年性認知症のケース会議を持ち、支援のネットワークづくりを行う。
- ・民生委員・児童委員以外で、地域の支援者を増やす。